

石狩湾新港港湾 BCP
(第 4 版)

令和 7 年 7 月

石狩湾新港港湾 BCP 協議会

策定、改訂等の履歴一覧

[illegible]

	頁
1. 基本方針	1
2. B C P の発動基準	1
3. 実施体制	1
4. 復旧を優先する機能	4
5. 対応計画	5
(1) 復旧の優先順位	5
(2) 初動時対応	6
(3) 対応計画	8
6. 事前対策	10
7. 教育・訓練	10
8. 見直し・改善の実施計画	10
参考資料	11

別冊：石狩湾新港港湾 B C P（感染症編）

1. 基本方針

「石狩湾新港港湾BCP」（事業継続計画：Business Continuity Plan 以下、「BCP」という。）は、石狩湾新港に甚大な被害をもたらす地震・津波が発生した場合に、港湾機能低下抑制及び早期回復を図るため「緊急物資輸送機能」、「エネルギー輸送機能」、「外貿コンテナ貨物輸送機能」、「一般貨物輸送機能」について優先的に対応することを基本方針とする。

重要機能（港湾機能）の位置を図1－1に示す。

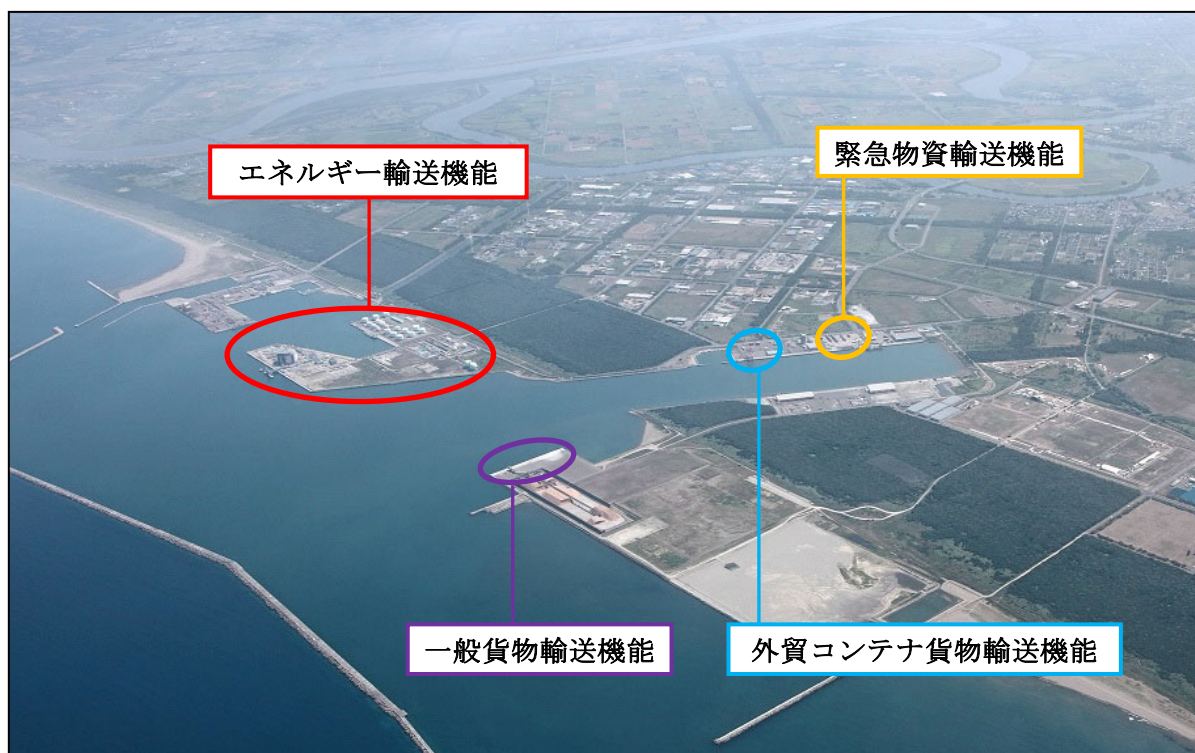


図1－1 石狩湾新港の重要機能（港湾機能）の位置

2. BCPの発動基準

BCPの発動基準を以下に示す。

○BCPの発動基準

石狩湾新港周辺（石狩市）で震度5弱以上の地震を観測、又は石狩湾新港沿岸（北海道日本海沿岸北部）に津波警報以上が発表された時。

3. 実施体制

石狩湾新港に係る「災害復旧の対応」の外、BCPの「見直し・改善」、「事前対策」や「教育・訓練」を行う組織として、港湾関係者による「石狩湾新港港湾BCP作業部会（以下、「作業部会」という。）」を設置し、継続的に運営していくこととする。

作業部会の構成を表3－1に、作業部会の連絡先一覧を表3－2に示す。

表 3－1 作業部会の構成

令和 7 年 7 月現在

組 織 名	
官公庁	小樽海上保安部 交通課
	北海道開発局 小樽開発建設部 築港課
	函館税関 小樽税関支署 石狩出張所
	厚生労働省 小樽検疫所 検疫衛生課
	札幌出入国在留管理局 審査第一部門(小樽分室)
	北海道運輸局 海事振興部
	石狩市総務部危機管理課
	小樽市総務部災害対策室
関連団体	石狩湾漁業協同組合 石狩本所
	石狩開発(株)
建設関連	石狩市建設事業協会
	小樽建設事業協会
船社・港運等	石狩湾新港サービス(株)
	ノーススタートランスポート(株)
	小樽水先区水先人会
	道央船主協会
	ナラサキスタックス(株) 苫小牧東港コンテナヤード
	日本通運(株) 小樽支店 石狩湾新港営業所
	(株)栗林商会 札幌支社 石狩新港営業所
関連事業者	石狩湾新港倉庫事業協同組合
	北海道電力(株)石狩湾新港発電所
	北海道ガス(株)石狩 LNG 基地
	苫小牧埠頭(株)石狩ターミナル
	ENEOS グローブガスターミナル(株)石狩ガスターミナル
事務局	石狩湾新港管理組合

表 3 - 2 作業部会の連絡先一覧

令和 7 年 7 月現在

組織名		項目	担当者	携帯・メールアドレス
官公庁	①	小樽海上保安部 交通課	連 絡 先 役職・氏名	
	②	北海道開発局 小樽開発建設部 築港課	連 絡 先 役職・氏名	
	③	函館税関 小樽税関支署 石狩出張所	連 絡 先 役職・氏名	
	④	厚生労働省 小樽検疫所 検疫衛生課	連 絡 先 役職・氏名	
	⑤	札幌出入国在留管理局 審査第一部門(小樽分室)	連 絡 先 役職・氏名	
	⑥	北海道運輸局 海事振興部	連 絡 先 役職・氏名	
	⑦	石狩市総務部危機管理課	連 絡 先 役職・氏名	
	⑧	小樽市総務部災害対策室	連 絡 先 役職・氏名	
関連団体	⑨	石狩湾漁業協同組合 石狩本所	連 絡 先 役職・氏名	
	⑩	石狩開発(株)	連 絡 先 役職・氏名	
建設関連	⑪	石狩市建設事業協会	連 絡 先 役職・氏名	
	⑫	小樽建設事業協会	連 絡 先 役職・氏名	
船社・港運等	⑬	石狩湾新港サービス(株) 業務部総務課	連 絡 先 役職・氏名	
	⑭	ノーススタートランスポート(株)	連 絡 先 役職・氏名	
	⑮	小樽水先区水先人会	連 絡 先 役職・氏名	
	⑯	道央船主協会	連 絡 先 役職・氏名	
	⑰	ナラサキスタックス(株) 苫小牧東港コンテナヤード	連 絡 先 役職・氏名	
	⑱	日本通運(株) 小樽支店 石狩湾新港営業所	連 絡 先 役職・氏名	
	⑲	(株)栗林商会 札幌支社 石狩新港営業所	連 絡 先 役職・氏名	
関連事業者	⑳	石狩湾新港倉庫事業協同組合	連 絡 先 役職・氏名	
	㉑	北海道電力(株) 石狩湾新港発電所	連 絡 先 役職・氏名	
	㉒	北海道ガス(株)石狩 LNG 基地	連 絡 先 役職・氏名	
	㉓	苫小牧埠頭(株)石狩ターミナル	連 絡 先 役職・氏名	
	㉔	ENEOS グローブガスターミナル(株) 石狩ガスターミナル	連 絡 先 役職・氏名	
事務局	㉕	石狩湾新港管理組合	連 絡 先 役職・氏名	

4. 復旧を優先する機能

石狩湾新港に甚大な被害をもたらす地震・津波が発生した場合において、復旧を優先する機能を以下に示す。

表 4－1 復旧を優先する機能

重要機能	施設	特定理由
●緊急物資	花畔 3 号岸壁 航路 臨港道路	・災害発生後の緊急物資輸送に重要な役割を果たすため、緊急物資輸送機能を特定
●エネルギー	航路 臨港道路	・日本海側拠点港（LNG）であり、背後圏の住民の生命、市民生活等に影響を与える可能性があることから、エネルギー輸送を特定
●外貿コンテナ	花畔 1 号岸壁 航路 臨港道路	・外貿コンテナを利用する背後圏の利用企業、市民にとって重要な役割を果たしていることから外貿コンテナ貨物輸送機能を特定
●一般貨物	西 1 号岸壁 航路 臨港道路	・大水深岸壁で様々な役割を期待できるため特定

5. 対応計画

(1) 復旧の優先順位

応急復旧に際しては、緊急物資輸送用施設と一般貨物輸送用施設について、作業部会が連携して、各岸壁の復旧、航路啓開、臨港道路啓開等に取り組むことになる。ここで、復旧の優先順位は、これまでの検討経緯を踏まえて、緊急物資輸送、エネルギー輸送、コンテナ輸送、一般貨物輸送の順とする。

ただし、以下に示す優先順位は、被害想定結果や輸送の緊急性、東日本大震災の事例を踏まえて設定した一例であることから、実際の発災時には被害や復旧の状況に応じて臨機応変に対応する必要がある。

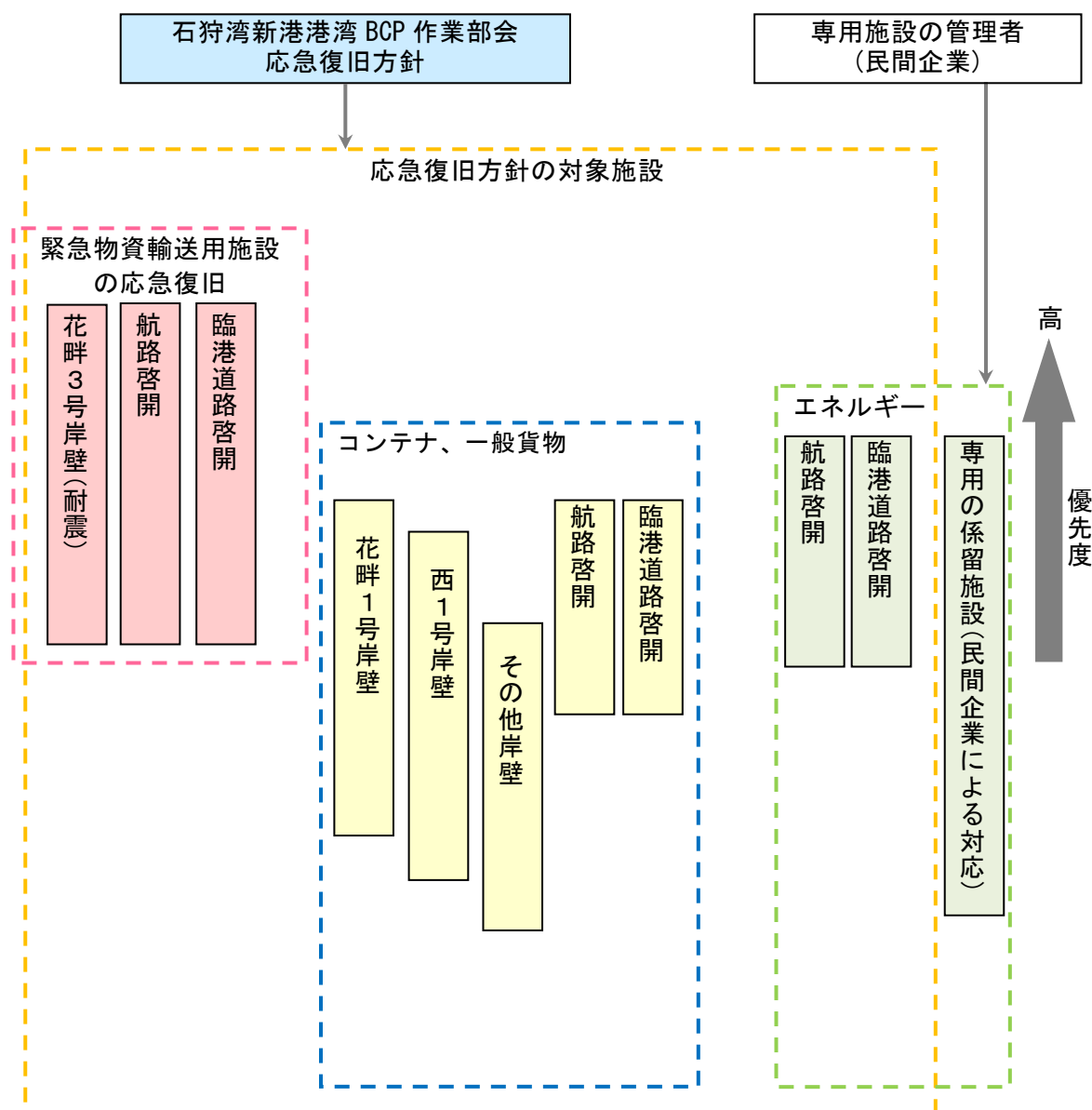


図5-1 緊急物資輸送用施設と一般貨物輸送用施設の応急復旧の優先順位

(2) 初動時対応

○災害時の活動拠点

災害時の活動拠点を図5-2に示す。



図5-2 災害時の活動拠点

○各構成員の基本的な対応方針

BCP 発動基準を満たした場合は、「(3) 対応計画」に基づき活動を行い、被害状況等について使用可能な通信手段（電話、携帯電話、メール、FAX等）を用いて、作業部会事務局である石狩湾新港管理組合に連絡する。

・通信等設備の確保

作業部会構成員は、所属する組織において、通信等設備の確保に努める。なお、設備が損壊するなど、外部との通信が途絶した場合においては、近隣他組織の設備を一時的に利用するなど、可能な代替措置を講じる。

・被害状況の確認

作業部会構成員は、施設やその周辺における被害の状況を、職員の安全確保に支障のない範囲で把握する。把握した情報は、表5-1 被害状況記入シートに記録しておく。

・二次災害の防止

作業部会構成員は、所属する組織において定めている手順に則り、可能な範囲で二次災害の防止に努める。

なお、港湾管理者は、港長や消防等と連携しつつ、利用者や在港船舶、航行船舶へ必要な情報を提供するものとする。

・作業部会事務局への連絡

作業部会構成員は、表5-1により、作業部会事務局に連絡する。なお、連絡にあたっては、表3-2に示す「作業部会の連絡先一覧」を利用することを原則とするが、電話回線の不通や通信機器が使用不能の場合は、臨機応変な対応を行うものとする。

表 5 - 1 被害状況記入シート

被害状況記入シート

宛先：石狩湾新港港湾 BCP 作業部会 事務局 行
 TEL：0133-64-6661 FAX：0133-64-6666
 E-mail：port@ishikari-bay-newport.jp

◆記入日： 年 月 日

◆組織名：

◆担当者名：

◆連絡先 TEL：

FAX：

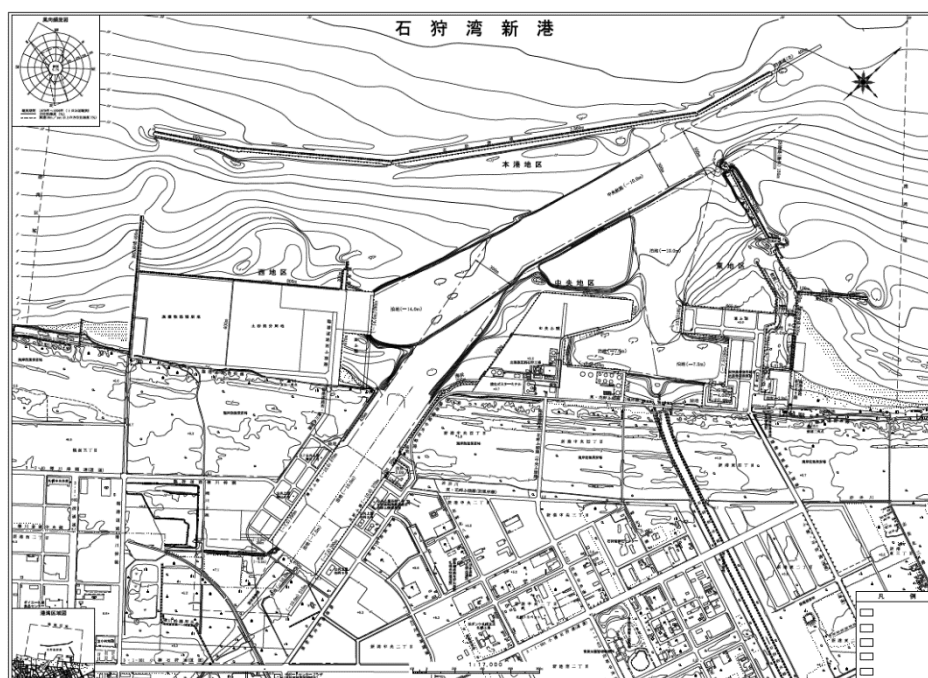
E-mail：

◆職員の安否確認：

(例：全員無事、○名中○名出勤可能、○名中○名不明)

施設名	被害状況	問題点・協議が必要な事項	備考(復旧見込み等)
例)○○号岸壁	・岸壁背後に段差 30cm 有り		

被害箇所を下図に記入ください。



(3) 対応計画

対応計画にあたっては、図5-3によることとする。

なお、非常災害時において、①岸壁等の利用に関する調整、②岸壁等の点検・利用可否判断、③応急復旧・支障物件の撤去、など国へ要請する事が可能である(「港湾法」第五十五条の三の三)。

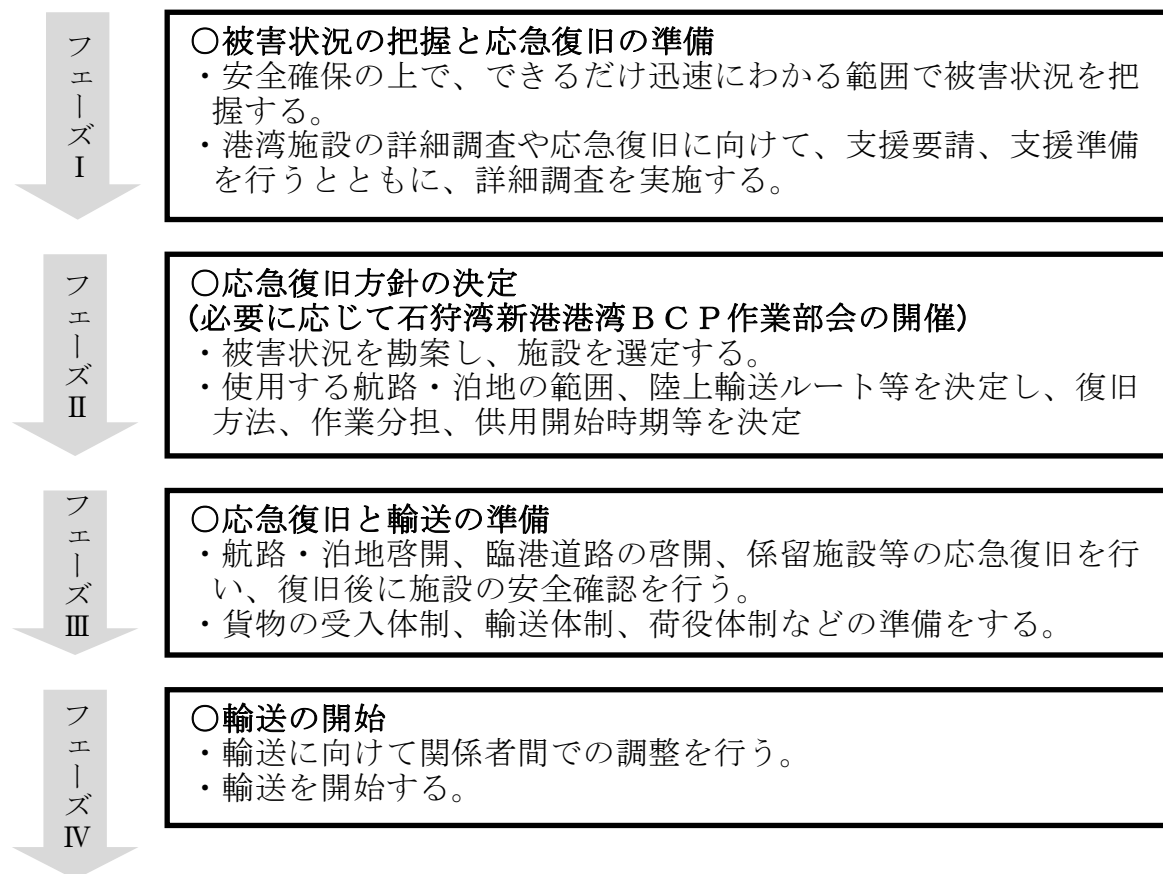
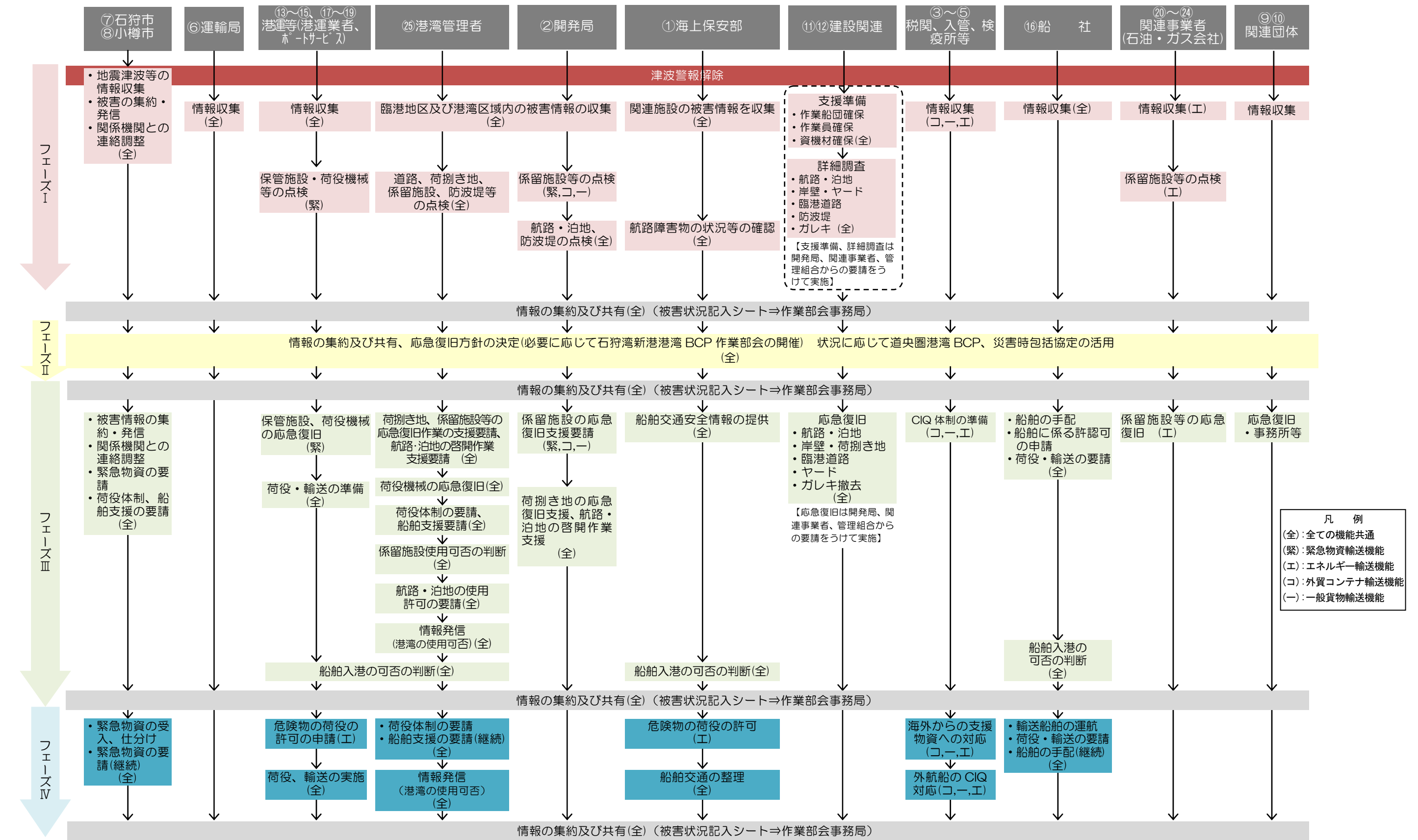


図5-3 対応計画の概要



注) 作業部会事務局(石狩湾新港管理組合)がフェーズごとに情報の集約及び共有を行うが、各フェーズにおける関係者間の報告、要請、連絡、調整、手続き等は必要に応じ別途個別に行うこと。

図 5 - 4 B C P 対応計画のフロー

6. 事前対策

災害時の対応を迅速かつ的確に行うため、事前対策として、表 6－1 に示す項目に取り組む。

表 6－1 石狩湾新港の作業部会の事前対策

区 分		項 目	対 策
初動時の円滑化		「石狩湾新港港湾 BCP」の各 BCP への対応	・「石狩湾新港港湾 BCP」の内容を反映した各 BCP の策定・更新
		第 2 活動拠点の検討	・通常時の活動拠点が被災した場合に備えて、第 2 活動拠点を検討
		教育・訓練の実施	・BCP の概要や防災対策の最新知識の習得を目指した教育の実施 ・情報伝達が速やかに実施できるように連絡先一覧の周知・徹底 ・情報伝達や応急復旧方針決定の図上訓練等を実施
事業継続の円滑化	応急復旧	浸水時の対応方法の検討	・津波により浸水が発生した場合の浸水エリアの把握、土嚢設置場所の事前検討
		漂流物の対応方法の検討、一時保管場所の検討	・津波により発生した漂流物の回収方法の検討、漂流物の一時保管場所の検討
		必要資機材の確保	・必要資機材（車両、調査機材、燃料等）を確保し、「調査機材リスト」を作成
		協定の締結	・他港湾、運輸・建設関係等と広域的な災害時協力協定の締結
	資 緊 輸 急 送 物	荷役機械の確保	・荷役機械が被災した場合の代替クレーン等の確保

7. 教育・訓練

対象者が知識として既に知っていることを実際に体験させることにより身体感覚で覚えさせることと、手順化できない事項に対して適切な判断と意思決定をくだせる能力を鍛えること等を目的に、表 7－1 に示す教育・訓練を定期的の実施する。

表 7－1 石狩湾新港で実施する教育・訓練

教育・訓練の種類	概 要
初動時円滑化の為の教育及び初動対応に係る情報伝達訓練	・BCP の概要や防災対策の最新知識の習得を目指した教育 ・情報伝達や応急復旧方針決定の図上訓練等の実施

8. 見直し・改善の実施計画

BCP については、表 8－1 を基本として、作業部会が見直しを行う。

なお、表 3－2 については石狩湾新港管理組合が適宜更新する。

表 8－1 BCP の見直し

項 目	実 施 時 期	備 考
対応計画等の変更	新たな知見や関係する法令等が改正された時等	

参考資料

(1) 直前予防対策

近年、これまでの想定を超える台風・高潮・暴風等が発生しており、基幹的な人流・物流等を担う港湾の被災事例が報告されている。

石狩湾新港は台風・高潮・暴風等の被害は比較的少ない地域ではあるが、台風・高潮・暴風等の予見できる災害が発生する可能性がある場合は、下表に示している対策を講じて被害の軽減を図ることが望ましい。

表 参考－1 直前予防対策

項目	詳細
情報収集・共有	・関係者への災害情報の提供、注意喚起 ・被害の発生に備え、協力会社への事前連絡
体制準備	・出動体制の確認・準備 ・連絡体系の確認 ・ライブカメラ、通信設備、非常電源等の動作確認
被害軽減策	・資機材等の片付けによる暴風への対応 ・従業員の安全確保 ・船舶の避難 ・水、食料の確保先の情報提供